## はじめて身体障害者手帳を申請される方へ

手帳を申請するために必要なものは次のとおりです。

1 診断書(診断日から3か月以内のもの) 所定の「身体障害者手帳用の診断書」を指定医療機関へ持参し、診断書を作成しても らってください。(診断に要する費用や診断書料は本人負担となります。)

○目の障害(視覚障害) ○耳の障害(聴覚・平衡・音声・言語・そしゃく機能障害)

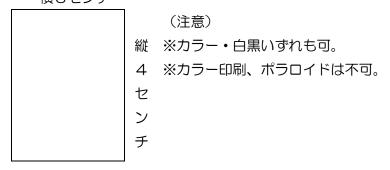
〇体や手足の障害(肢体不自由) 〇心臓機能障害 〇肝臓機能障害

〇じん臓機能障害 〇呼吸器機能障害 〇ぼうこう・直腸機能障害

〇小腸機能障害 〇免疫機能障害

※地域福祉課で診断書はお渡ししますが、手帳に該当するかの判断は指定医師が行うものであり、まずは指定医師にご相談下さい。

2 写真(上半身、脱帽、最近写したもの) 1枚横3センチ



- 3 手帳交付申請書(用紙は地域福祉課にあります。) 1部
- 4 手続き対象者の個人番号確認書類 1部
- 5 来庁者の本人確認書類 1部

6 委任状(代理人の方が申請する場合)※原本 1部

必要書類について 裏面を確認して 必ずご持参ください。

7 送付先設定届出書(用紙は地域福祉課にあります。) 1部 ※申請者の住所以外を送付先として希望する場合のみ。

手帳申請後、約1か月半で県から地域福祉課に手帳が届きます。文書でお知らせいたしますので、届いた文書と印鑑を御持参の上、地域福祉課まで手帳の受領にお越しください。(ただし、申請が却下される場合もあります。)

<u>個人番号が確認できるもの、本人確認ができるものがない場合、</u> 手続きができませんので、必ず、持参してください。

- 4 手続き対象者の個人番号確認書類
- (1) 個人番号カード
- (2) 個人番号通知カード
- (3) 個人番号が記載された住民票 のうちどれか1つ
- 5 来庁者の本人確認書類
- (1) 顔写真付きで官公署が発行したもののうちどれか1つ
- (例) 個人番号カード、障害者手帳、運転免許証、パスポートなど
- (2)(1)がない場合は、次のもののうちどれか2つ
- (例)健康保険証、年金手帳、児童扶養手当証書、自立支援医療受給者証など
- 6 委任状(原本)
  - ※委任状の様式は地域福祉課窓口またはホームページまで
  - ※委任状の作成が難しい場合は問合せ先にご相談ください。

問合せ先 新居浜市役所福祉部 地域福祉課(新居浜市役所1階) 電話(0897)65-1237 FAX(0897)37-3844